# 四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託に係る 公募型企画提案(プロポーザル)方式募集要領

## 1 目的

この要領は、母子家庭、父子家庭、養育者家庭(以下「ひとり親家庭等」という。)の児童を対象とした四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託に係る公募型企画提案(プロポーザル)方式を実施するにあたり、各種手続き、要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 事業名

四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託

## 3 事業内容

別紙「四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書」のとおり

## 4 支援対象者

ひとり親家庭等に属する中学生30名

## 5 会場

事業者が提案する場所

## 6 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

## 7 委託上限額

5,209,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 8 参加資格

公募型企画提案(プロポーザル)方式への参加資格は、参加意思確認書(様式第1号)の提出日から契約締結日までに、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続きの申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- (6) 四街道市役所での打合せ等に出席でき、連絡調整が可能であること。
- (7) 四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等 又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (8) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条第1項に規定する宗教団体、政治資金 規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体等、宗教活動や 政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 9 失格事項

参加意思確認書(様式第1号)を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合

# 10 実施スケジュール

募集の公表、仕様書、提出書類の配布 令和5年1月26日(木)~ 本要領、仕様書等に関する質問受付 令和5年2月2日(木)午後5時まで 本要領、仕様書等に関する質問回答 令和5年2月7日(火)午後5時まで 令和5年2月20日(月)午後5時まで 参加意思確認書の提出 参加意思確認結果通知 令和5年3月1日(水)までに通知 プレゼンテーション資料の提出 令和5年3月17日(金)午後5時まで プレゼンテーション 令和5年3月28日(火)予定 選定結果の通知 令和5年3月31日(金)までに通知 契約締結 令和5年4月1日(土)以降

※スケジュールは変更となる場合があるため、その際は、提案者から提出のあった参加意思 確認書(様式第1号)に記載された電話番号及びメールアドレス宛に子育て支援課が連絡 する。

# 11 仕様書及び提出書類の配布

四街道市ホームページでダウンロード又は子育て支援課にて配布する。

- 12 仕様書等に関する質問の受付及び回答
  - (1) 内容等について不明な点がある場合、必ず質問票(様式第2号)を令和5年2月2日 (木) 午後5時までに電子メールで子育て支援課へ提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。電子メールの送信後は、確認の電話連絡をすること。電子メール: ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp
  - (2)回答方法

令和5年2月7日(火)午後5時までに四街道市ホームページに掲載する。

- 13 参加意思確認に必要な書類の提出
  - (1) 令和5年2月20日(月)午後5時までに次の①から⑨を各1部提出すること。
    - ① 参加意思確認書(様式第1号)
    - ② 事業者概要書(任意様式)
      - (ア) 法人の役員名簿
      - (イ) 定款
      - (ウ) 事業概要がわかる会社案内等の資料
      - (エ) 直近3年間に受託した本業務と同種業務に関する内容があれば記載すること。
    - ③ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明)
    - ④ 印鑑証明書(代表者印)
    - ⑤ 納税証明書(国税)法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
    - ⑥ 納税証明書(各都道府県税)各都道府県税の完納証明書(納税証明書その2)
    - ⑦ 納税証明書(各市区町村税)各市区町村税に滞納のない証明 ※契約権限等を有する本店又は主たる営業所等の所在する市区町村税を指す。ただ し、四街道市内に営業所等ある事業者は、四街道市における納税に滞納のないこ

とを確認するための同意書を提出すること。

- ⑧ 財務諸表(直前で確定申告を終えた営業年度に関する貸借対象表及び損益計算書、 株主資本変動計算書)
  - ※財務諸表がない法人の場合は、当該内容が確認できる決算書類の写し
- ⑨ 人員配置計画書 (コーディネーター、管理者、学習支援員) (予定でも可)
- ※⑤、⑥、⑦の証明書に関しては、3か月以内に発行されたものの写しでも可とする。
- (2) 提出方法

持参又は郵送 (期間内必着)

(3) 提出先

 $\mp$  2 8 4 - 8 5 5 5

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育て支援課(市役所1階10-2番窓口) (持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (4) 参加辞退

参加意思確認書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開始日時までに参加辞 退届(様式第4号)を子育て支援課に提出すること。

### 14 参加意思確認結果通知

参加意思確認書を提出した者に、以下の内容を令和5年3月1日(水)までに、文書にて通知する。

- (1)参加資格確認の結果
- (2) 参加資格を満たしていることを認めた場合は、プレゼンテーションに必要な書類の提出 要請
- 15 プレゼンテーションに必要な書類の提出
  - (1) 令和5年3月17日(金)午後5時までに次の①を1部、②から⑤を7部(正1部、副6部)提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を認めない。
    - ① 企画提案書(様式第3号)
    - ② 企画提案(任意様式)
      - ※「四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書」を参照の上、別紙「企画提案評価票」の各評価基準項目についての内容を含めて記載すること。ただし、 事業者独自に特色を追加して記載することは可能とする。
      - ※貴事業者の会社案内や類似業務の取組み実績がある場合は、正副双方に添付する こと。
    - ③ 学習支援員研修計画書(任意様式)
    - ④ 勤務体制表(任意様式)
    - ⑤ 事業費見積書(任意様式)
      - ※総額は、税込み表記とし、児童一人あたりの支援費用、会場使用料、保険料等各項目の内訳を記載すること。また、参加児童数が予定人数から増減し契約金額が変更になった場合に備え、児童一人あたりの増減により、どの項目の金額が変更するかを明確にし、児童一人あたりの月額(税抜)を算定し、あわせて記載すること。

# (提出にあたっての留意事項)

ア 書類の閉じ方は、容易に散逸しない一般的な方法(ステープラー、クリップ、レー

ルフォルダー等)とすること。

- イ 企画提案作成に用いる用語は、日本語、通貨は日本円を使用すること。
- ウ 企画提案(本文)は、A4版20ページ以内とし、使用するフォントサイズは10.5 ポイント以上とすること。仕様は、A4版(横書き)、文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

なお、図表等は必要に応じてA3版折り込みも可とするが、この場合A4版2ページと数えるものとする。

## (2) 提出方法

持参又は郵送 (期間内必着)

# (3) 提出先

 $\mp$  2 8 4 - 8 5 5 5

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育で支援課(市役所1階10-2番窓口) (持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

## 16 プレゼンテーション実施日時等

日 時:令和5年3月28日(火)(予定)

会場:四街道市保健センター3階 第2会議室(市役所同敷地内)

出席者:業務責任者を含む3名以内

内 容:各者持ち時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)を目安

とし、非公開で実施する。

物品等:プロジェクター(HDMI端子、VGA端子)及びスクリーンは委託者が用意する

が、使用を希望する場合は、令和5年3月17日(金)までに子育て支援課まで連

絡すること。

なお、パソコン等その他については、各参加者において準備すること。(電源の使

用は可能)

その他:実施日時等の詳細は、別途文書にて通知する。

### 17 選定方法

選定は、四街道市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行うものとする。選定委員会は、提出された企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を18に記載した6項目12評価視点の評価基準に基づき総合的に審査、評価し、全体の6割以上の評価を得た事業者のうち、最も評価点数が高い事業者を最優先候補事業者として決定する。

なお、最優先候補事業者決定までの間に指名停止になる等参加資格要件を満たさないと判断 されるものについては失格とし、その場合は失格事業者を除いた中から最高評価事業者を決定 する。さらに、評価点数が同点の場合には、選定委員会の決するところによる。また、応募が 1者のみであった場合においてもプレゼンテーションを実施し、総合的な評価に基づき判定す る。

#### 18 評価基準

|   | *** <b>*</b> * * <b>*</b> * <b>*</b> * <b>*</b> * <b>*</b> * <b>*</b> * * * * |           |  |  |  |
|---|---|-----------|--|--|--|
|   | 項目  | 評価視点      | 評価基準   |  |  |
| 1 | 事業目的の理解<br>(配点5点)   | 現状課題の理解   | ひとり親家庭等の子育ての現状や課題等を理解しているか。                  |  |  |
|   |   | 事業目的の理解   | 「児童の基礎学力の向上」や「貧困の連鎖の防止」<br>等、本事業の目的を理解しているか。 |  |  |
| 2 | 計画の具体性と   | 学習支援員の確保  | 学習支援員の確保方法は具体的かつ効果的か。                        |  |  |
|   | 効果  | 学習支援の実施方法 | 学習支援の実施方法は具体的かつ効果的か。                         |  |  |

|   | (配点20点)            | 児童の安全配慮            | 児童の通学時や受講時等の安全配慮は十分か。   |
|---|--------------------|--------------------|-------------------------|
|   |                    | 実施会場の確保            | 利便性の高い会場は確保されているか。      |
| 3 | 事業の執行体制<br>(配点15点) | コーディネーター           | 想定するコーディネーターは、経験豊富でひとり親 |
|   |                    |                    | 家庭等に対する理解は十分か。          |
|   |                    | 研修体制               | 学習支援員への研修内容は十分か。        |
|   |                    | 緊急時の対応             | 緊急時の連絡体制の構築やスタッフの配置は十分  |
|   |                    |                    | か。                      |
| 4 | 経験と実績              | 学習支援事業の実績          | 学習支援事業の実績又は類似する事業の取り組み実 |
| 4 | (配点3点)             |                    | 績は十分か。                  |
| 5 | 個人情報の保護            | 情報セキュリティ、個人情報の保護への | 社内の情報セキュリティ、個人情報保護の体制が確 |
|   | (配点5点)             | 取り組み               | 立されており、信頼できる内容と認められるか。  |
| 6 | 経済性                | 費用積算根拠の妥当          | 予定限度額の範囲内で実施可能か。費用の積算根拠 |
|   | (配点2点)             | 性と節減努力             | は妥当であるか。また、節減に工夫がみられるか。 |

## 19 費用の負担

申請に係る費用は、全て事業者の負担とする。

## 20 その他留意事項

- (1) 郵送等による書類の提出について、市は事故等による未着に関して責任を負わない。
- (2) 提出期間終了後は、提出された書類の内容は変更不可とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類等は、提案事業者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 本業務を他法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継に協力すること。

#### 21 選定結果通知

プロポーザルに参加した事業者には、令和5年3月31日(金)までに結果の可否を文書にて通知する。選考経過に関する質問や選考結果に関する異議申し立ては認めない。

## 22 契約締結について

- (1) 選定委員会において選考された事業者を最優先候補事業者として、契約締結を行う。 なお、予算の議決が得られない場合は、本業務の委託は実施不可能となることから、契 約締結不可能となる場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害に対して、市 は責任を負わない。
- (2) 事業実施状況が良好である場合は、契約年度を含め概ね3年間について、随意契約を行うことがある。(契約の継続を保証するものではない。)

## 23 事務局

本プロポーザルに関する問合せ及び書類の提出先は、次のとおりとする。

四街道市健康こども部子育て支援課(四街道市役所10-2番窓口)

担 当:石川

所在地:〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電 話:043-421-6124 FAX:043-424-2011

電子メール: ykatei@city. yotsukaido. chiba. jp URL: http://www.city. yotsukaido. chiba. jp/